

# 中央清掃工場だより

## 第44号



令和8年3月30日発行

印刷物登録

令和7年度第130号

東京二十三区清掃一部事務組合 中央清掃工場  
〒104-0053 中央区晴海5-2-1  
TEL 03-3532-5341 FAX 03-5547-2263  
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kojo/chuo/index.html>



## ごみの分別にご協力をお願いします

清掃工場では家庭や事業所から出る可燃ごみを焼却処理しています。その中に、金属類などの不燃物が混入していると、焼却炉の停止や機器類の故障の原因となり、焼却に重大な影響を及ぼします。

たとえ小さな金属製品や陶器・磁器、不燃性の小物でも、焼却炉内で他の不燃物と複雑に絡み合って機器類に悪い影響を与えることがあります。焼却炉が停止すると、復旧までに多額の経費と長期間の整備が必要なうえ、収集・運搬に支障が生じ23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

区民・事業者の皆様には、正しいごみの分別の徹底にご協力をお願いします。



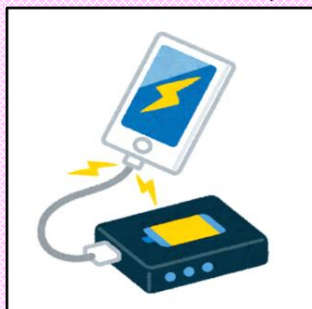
【機器の中で絡まった金属などの不燃ごみ】

## 火災事故の原因になります

リチウムイオン電池等は、衝撃や圧力、加熱などによって破損すると発火の危険があり、他のごみに混ざると、収集や処理の過程で壊れて発煙・発火を引き起こす恐れがあります

リチウムイオン電池等を使用した製品の排出方法は、各区によって異なります。お住まいの区のホームページ等で必ず正しい排出方法を確認してください。

小型充電式電池を使用したコードレス電化製品の一例です



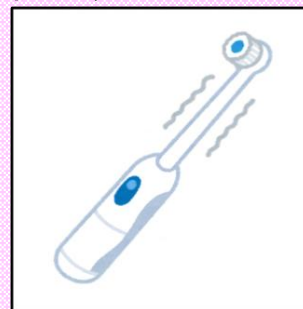
【モバイルバッテリー】



【電子タバコ】



【ハンディ扇風機】



【電動歯ブラシ】

◎ごみの分別に迷うときは、お住まいの区の清掃事務所にお問い合わせください

## ステップガーデンを全面開放しました

工場敷地内の「憩い場」として開放しているステップガーデンは、工場北側道路の盛土整備工事による影響で開放エリアの利用を一部制限しておりましたが、工事の完了に伴い令和8年1月下旬から全面開放しました。  
お散歩や運動に、ぜひご利用ください。



## 清掃工場からのお願い

東京23区内の清掃工場では、以下の2つのことには対応できません。

- ①家庭から出たごみは、**直接清掃工場へ持ち込むことはできません**。引越し等に伴い、一度に大量のごみを出す場合は、お住いの区の清掃事務所へお問い合わせください。
- ②ごみバンク(ごみをためる巨大なピット)に投入されたものを**回収することはできません**。大切なものを誤って捨ててしまわないようご注意ください。

ご理解とご協力をお願いします。

## 環境報告書2025を発行

令和6年度の中央清掃工場の環境管理活動の結果をまとめた「中央清掃工場環境報告書2025」を発行しました。環境報告書は、東京二十三区清掃一部事務組合のホームページ内の中央清掃工場のページに掲載しています。ぜひご覧ください。

### 環境報告書 2025



23 東京二十三区清掃一部事務組合  
Clean Authority of TOKYO 中央清掃工場

## ★工場見学のご案内★

清掃工場について広く知っていただけるよう、中央清掃工場では工場見学を開催しています。見学会では、清掃工場の紹介動画の鑑賞後、職員の解説を交えながら見学ルートを案内します。

個人見学会(9名以下)は毎月第2土曜日に、10名以上の団体見学は毎週月～金曜日に開催しています。

工場設備機器の点検等で変更や中止もありますので、事前に電話でご連絡ください。

☆詳細につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページをご参照ください。

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kengaku/index.html>



【迫力ある「ごみクレーンバケット」】

※令和8年3月から7月までの期間は、焼却炉の定期点検補修工事実施のため見学を中止します。



《申込み・問合せ》

中央清掃工場 技術係 電話：03(3533)5095

受付時間：午前9時～午後5時(日曜日を除く)